

2014年度の税制改正法案では、個人の節税を封じる内容が目立つ。消費税率の引き上げに加え、給与所得控除の縮小など増税が相次ぐ今、節税の道も狭まれば、家計の負担感はさらに増しそうだ。

「個人の税負担は今後増える一方だ」(EY税理士法人の阿部晋也公認会計士・税理士)。開会中の国会で審議中の税制改正法案について税理士専門家の見方は一致する。

4月からの消費増税は既に決まっている。加えて来年度の税政改正法案で給与所得控除の上限額が段階的に引き下げる(表A)のを知っている人は多いだろう。年収1000万円以上の人を中心には家計の負担増につながる項目が多い。

### 相続で負担感増

さらに注意したいのは増税の陰で、制度的に認めてきた節税を封じ、申告漏れを抑止する内容が盛り込まれている点だ。消費増税で負担が増す低所得層からの不満を和らげる狙いもあるが、相続や資産運用に影響を与えるのは確実だ。

「相続税の納税資金の確保を見直す必要がある」(税理士法人アライスウォーターハウス・パートナーの小林和也公認会計士・税理士)。関係者からこんな指摘が目立つのが相続した土地を譲渡(売却)する際の税優遇の縮減だ(表B)。

土地を譲渡して得た所得には所得税と住民税がかか

# 個人の節税 狹まる道

## A 給与所得控除の上限は段階的に引き下げられる

現行	2016年分の所得税	2017年分以後の所得税
上限額が適用される給与年収	1500万円	1200万円
給与所得控除の上限額	245万円	220万円

(注)住民税は2017年度分から段階的に引き下げ



## B 相続した土地の譲渡時の所得税は15年から厳しくなる

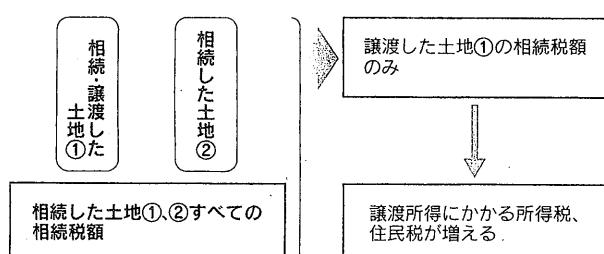
土地の譲渡所得の計算の仕方

譲渡收入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除額 = 課税譲渡所得額  
(注)譲渡費用は不動産仲介業者に支払う売却手数料。特別控除額はマイホームの場合は3000万円

取得費に加算できる相続税額は…

現行

来年以降の相続・譲渡分



## C ゴルフ会員権の譲渡所得は優遇されていた

資産の種類	給与・事業所得との損益通算
ゴルフ会員権	可能(3月までの譲渡分)
マイホーム	可能(2015年末まで)
マイホーム以外の土地や建物	不可能
株式、債券、投資信託	不可能
家財、自動車、美術品、別荘など	不可能

ゴルフ会員権の譲渡損益の計算方法

譲渡收入金額 - 取得費 - 譲渡費用 = 譲渡損益

これがマイナスならば給与所得などと損益通算できる

(注)取得費は購入代金、譲渡費用は会員権業者に払う手数料など

# 財産譲渡時の優遇縮む

た土地を譲渡した場合は別だ。相続税申告期限後3年以内という条件付きだが、譲渡收入から差し引く取得費(土地取得代金など)に売却する土地の分だけではなく、相続した他の土地にかかる相続税も加えられるのだ。その結果、譲渡所得がゼロになり、所得・住民税

のを知らない人は多いだろう。複数の土地を相続する人は心に留めておこう。実際に売却していない土地に対応する相続税まで取扱いが強化される現行制度には、根強い批判があったのは確かだ。半面、相続

「当局が個人の国外財産把握を強化する動きの一環(税理士法人トーマツの小林正彦税理士)と専門家が注意喚起するのは、国外送金等調書制度の拡充だ。現在は1回当たり100万円超の国内金融機関への入金・国外金融機関への送金がある場合、入送金の年月、金額、理由などを金額で個人が取得する土地に改正が「土地取引にマイナスの影響を与える」と懸念する声もある。

有価証券の移動についても、証券会社に種類や金額などを調書で提出させる。昨年末から、年末に500万円を超える国外財産がある個人に財産の種類、価額など税務署に申告させられる国外財産調査制度が始まっている。これに国外送金等調書の拡充が加われば、例えば国外にある株式の財

た土地が売却しやすくなり、「土地の流動化が促進され、相続税しか取得費にかかる相続税が段々と段階的に増える」とみられるだ。ただし、相続税申告漏れに相続した土地に対応する相続税しか取扱いがない。このため「改正は時間は給与所得から差し引けない。そのため「改正は時間の問題ではあった」(KP MG税理士法人の山岸孝行税理士)。

ゴルフ会員権も…これまでに抱えた財産の保管を強化する動きの一環(税理士法人トーマツの小林正彦税理士)と専門家が注意喚起するのは、国外送金等調書制度の拡充だ。これは給与所得などと損益通算できる財産の譲渡損失はマイホームが残さない程度になる。それもローン付きで買い換えるなど一定の買い換えや借家のためにつかって費用を差し引いた金額が赤字なら、会員権の譲渡收入から会員権の取得費、さらに譲渡の権利が受けられるためにつかって費用を差し引いた金額が赤字なら、会員権の場合は給与所得などと損益通算でき、所得税の還付を受けられる可能性がある。それが改正により4月以降の譲渡分から認められ、もともとゴルフ会員権は3月までに譲渡して発生した損失は、節税に活用できることで、親子や友人、知人間で売買する動き。これが税務局から認められ、ゴルフ会員権は相場よりも低い価格で売却しがちだ。やむなく取引する場合は「ゴルフ会員権仲介業者に相場を聞いて売買する」(税理士の野水鶴雄氏)など注意しないといふことだ。

れなくなる。